教職員の皆さん　# 知っていますか？

「休日の振替を行うことができない場合は」事後に「代休」をとることができます。

＊　（休日の振替）北海道大学職員労働時間、休憩、休日及び休暇規程　第７条
「大学は、**業務の都合上必要がある場合**には、前条の規定による休日を、その休日が所属する週（日曜日から土曜日まで）の**他の日に振り替えることがある。**」

＊　（代休）同上規程　第８条
「業務の都合上、前条の規定による休日の**振替を行うことができない場合は、事後に代休を指定し与えることがある。**　２　前項により代休を与える場合の代休日の指定は、できる限り**職員の意向に沿うもの**とする。」

「業務上の必要」で（休日）勤務しなければならない場合は「休日給」が支給されます 平日時間給の1．35倍！！（超勤は1．25倍）

＊（休日勤務）北海道大学職員労働時間、休憩、休日及び休暇規程　第１０条
「業務上の必要がある場合には、第２条又は第６条の規定にかかわらず、労基法３６条第１項に基づく労使協定の定めるところにより、労働時間を延長し、又は休日に勤務を命じることがある。」

＊（休日給）北海道大学職員給与規程　第４７条
「職員労働時間等規程第６条に規定する休日（職員労働時間等規程第７条第１項の規定により休日の振替を行った場合は、当該休日に代わる日）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間に対して、勤務時間１時間につき、第９条第２項及び第３項に規定する**勤務時間１時間当りの給与額の100分の１３５**（その勤務が**深夜において行われた場合は、100分の１６０**）を休日給として支給する。」

注）北海道大学職員労働時間、休憩、休日及び休暇規程等は北大ＨＰ「教職員向け」で閲覧できます。

組合は、振替休日の取得が困難な繁忙期の土・日曜日に、例えば*入学試験業務に勤務する人*には休日給を支給するよう要求しています。

2010/12/13　北海道大学教職員組合